

現在

特定油防除資材備付証明書

油回収装置等配備証明書

をご利用の皆様へ

証明書が大きく変わります



平素より、格別のお引き立てを頂きありがとうございます。

さて、この度、皆様へのサービス向上と事故対応態勢の強化を図るため、「特定油防除資材備付証明書」と「油回収装置等配備証明書」の約款、料金規程、システムによる申請手続き等を大きく変更させていただくとともに、平成29年10月1日以降は、証明書料金を平成26年度の料金に戻します。現行の料金は、平成27年度より約30%値上げさせていただいたものですが、値上げの前の料金額に戻して、値下げ致します。加えて、新たに“緊急措置サービス”を提供させていただきます。新証明書の申請手続きは、9月1日から開始致します。

詳しくは、弊センターのホームページ（平成29年9月1日改訂）をご覧ください。



どこが変わる？

10月1日以降の有効期間開始日の証明書からは次のようになります。

- 従来の証明書サービスに加え“緊急措置サービス”が追加されます。
- 平成26年度の証明書料金（30%値上げ前の料金）に戻します。
- 証明書は次の2種類の発行となります。
 - ・年間証明書（4/1～3/31間の年度区切り）
 - ・指定期間証明書（4週間・8週間・12週間・26週間）
- サービス内容の変更等に伴い、約款、料金規程、申込み手続き等が変更されます。

【緊急措置サービス】

“緊急措置”とは、特定海域内（東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海）において、「特定油防除資材備付証明書」又は「油回収装置等配備証明書」を有する船舶が、万一大量の特定油の排出事故等が発生した場合又はそのおそれがある場合に、事故船舶の船長、船舶所有者等の“要請”に基づき、当センターが防除等に必要な資機材や対応要員を現場に急行させて、排出された特定油の防除作業等を行い、二次災害の防止、被害の局限化などに努める措置をいいます。【“要請”に基づいた緊急措置は、最長24時間で、万一24時間を超える可能性が有る場合は、保険関係者等と協議して改めて所要の手続きが必要です。】



今手元にある証明書はどうすればいいの？

- 9月30日以前に発行され有効期間が10月1日を跨ぐ証明書は、有効期間中“緊急措置サービス”が付加された証明書と見做し効力も継続しますが、「付保しているPI保険」や「MMSI番号」等の情報を追加でいただかなければ迅速な対応は困難となりますのでご了承ください。



その他

9月は旧証明書から新証明書への移行期間となっており、ユーザーの皆様にご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解下さいますようお願いいたします。

■お問い合わせ■

一般財団法人海上災害防止センター 045-224-4378